

# 木津川市 次世代育成支援地域行動計画 (後期行動計画) —概要版—



平成 21 年 3 月

木津川市

# 第1章 総論

## 1. 計画策定の趣旨（背景）

本市は、平成19年3月に木津町・加茂町・山城町が合併し、新たに木津川市として誕生しました。「第1次木津川市総合計画」では「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが輝き～ともに創る 豊かな未来～」を本市の将来像に、関西文化学術研究都市としての位置づけや、歴史・自然環境に恵まれているという地域の特性を生かし、魅力ある豊かな地域社会の形成をめざしています。

子育てに係る分野では、平成17年3月に旧町ごとに「次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」（以下、「前期計画」という。）を策定し、それぞれの特性を生かしながら子育て支援全般にわたる施策に取り組んできました。

前期計画は平成17年度を初年度とした5か年計画であり、平成21年度をもって計画が終了するため、これまでの旧3町の特性を生かしながら、新たに木津川市としての子育て支援策を講じる必要があります。

そのため、近年の少子化の動向や子育てや保育サービス等に対する市民ニーズを踏まえ、今後5年間の新たな「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」（以下、「本計画」という）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画で、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立推進、その他次世代育成支援対策の実施に関する計画です。

また、「第1次木津川市総合計画」を上位計画に、関連計画との整合を図ったものとします。

計画における数値目標は、国の「新待機児童ゼロ作戦」の最終年である平成29年度までを目標とします。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年計画です。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前期計画										
本計画 (後期計画)										

## 第2章 基本理念

次世代育成支援対策では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とされています。

近年、少子高齢化の進行や核家族世帯の増加、都市化の進行に伴う地域の連帯感の希薄化など、安心して子育てがしやすい環境とは言いにくい状況にあります。また、経済情勢の悪化により、長時間労働や、非正規雇用の増加など、働くことが困難な状況にあります。

そのような状況の中、本市に住むすべての子育て世帯が安心して子どもを生み、喜びと楽しみを感じながら、子育てを営むことができるまちづくりが必要となります。

そのため、本計画では「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援No.1のまちを築こう～」を基本理念に、保健・医療・福祉・教育・環境整備など、幅広い分野における施策の充実を図るとともに、地域の関係機関・団体・市民と連携のもと、安心して子育てができるまちをめざしていきます。

### 基本理念

#### 育てよう未来にはばたく子どもたち

～子育て支援No.1のまちを築こう～



## 第3章 施策の推進方向

### 1. 子育て家庭への支援

子育て世帯すべてを対象に子育て支援サービスの充実・確保に努めるとともに、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、子育てネットワークの形成により、情報の共有、効果的・効率的な提供体制の構築に努めます。

また、保護者の育児や健康、教育など、様々な子育てに対する不安を解消するため、保健・医療・福祉・教育など関係各課をはじめ、保育園・学校・児童相談所などの関係機関とも連携を図りながら、相談体制の充実を推進します。

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 児童の健全育成

### 2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

誰もが安心して妊娠・出産ができるよう、母子保健事業の推進により、すべての子ども・保護者が心も身体も健やかに成長できる環境の充実に取り組んでいきます。

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

### 3. 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

すべての子ども達が健やかに心身ともに豊かに成長できるよう、学校、幼稚園、保育園をはじめ、地域・家庭における教育の充実に努めるとともに、本市の豊かな自然環境や歴史文化遺産、学研都市という資源を生かした教育を推進します。

- (1) 次世代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 放課後児童の居場所づくりの推進
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## 4. 子育てを支援する生活環境の整備

子ども達の健やかな成長を支援するため、道路、公園等の都市施設の整備を進めることにより、誰もが安心して外出・遊べる環境の整備を進めます。

- (1) 住宅及び居住環境の整備・確保
- (2) 子育てに配慮した地域環境の整備
- (3) 安全・安心まちづくりの推進

## 5. 子ども達の安全の確保

子どもに対する犯罪が増加している中、子どもの安全確保に向け地域が一丸となって取り組む必要があります。

そのため、道路照明・交通安全対策の充実や防犯パトロールの実施、防犯体制を地域と連携を図りながら取り組むことにより、安全・安心のまちづくりを推進していきます。

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

## 6. 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和を実現するため、企業・事業主に対して子育てに対する理解を深める周知・啓発に努め、働きやすい環境の形成に取り組んでいきます。

また、子育ては男女がともに行うことが大事であることから、男女共同参画の推進に向けた周知・啓発を進め、男女がともに協力し合いながら、仕事と家庭を両立する意識の醸成を進めます。

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

## 7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

障害の有無や家庭環境に左右されず、すべての子ども達が生命と人権が尊重され、健やかに成長するための施策の充実をめざします。

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実

## 第4章 目標事業量と重点施策

### 1. 特定事業の目標事業量

次世代育成支援対策推進法において、特定事業に関する目標事業量の設定が定められています。次のとおり目標事業量を設定し、達成に向けて取り組んでいきます。

事業名	目標事業量	
	平成 26 年度	平成 29 年度
通常保育	0 ~ 2 歳 14 か所	14 か所
	3 ~ 5 歳 13 か所	13 か所
延長保育	14 か所	14 か所
夜間保育	0 か所	0 か所
一時預かり	5 か所	6 か所
特定保育	0 か所	0 か所
休日保育	0 か所	1 か所
病後児保育	施設型 1 か所	1 か所
	派遣型 0 か所	0 か所
夜間養護等（トワイライトステイ）事業	1 か所	1 か所
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	1 か所	1 か所
放課後児童クラブ	17 か所	17 か所
地域子育て支援拠点事業	地域子育て 支援センター 4 か所	8 か所
	つどいの広場 2 か所	
ファミリー・サポート・センター	0 か所	1 か所

## 2. 特定事業以外の事業

本市における子育て支援策をより充実したものとしていくために、特定事業のほかにも、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいきます。

事業	内容
地域の実情に応じた子育てサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>①幼保の一体化</li><li>②幼稚園の預かり保育</li><li>③病児・病後児保育対策の充実</li></ul>
NPO法人、子育てサークル等の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"><li>①子育ての城の開設</li></ul>
安心して子育てができる仕組づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>①子育てガイドブックの作成</li><li>②マイ保育園等登録事業</li></ul>
父親の育児参加	<ul style="list-style-type: none"><li>①「父親教室」の開催</li><li>②父子手帳の配付</li></ul>
学研都市に立地する大学、研究所等との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>①母親サポート事業の展開</li><li>②育児ソーター養成事業の展開</li><li>③保育士レベルアップ事業の展開</li><li>④雇用対策</li></ul>
民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>①保育園の計画的な民営化の推進</li><li>②放課後児童クラブの計画的な民営化の推進</li><li>③民間保育園の誘致</li><li>④民間放課後児童クラブの誘致</li><li>⑤民間放課後児童クラブの設立支援</li><li>⑥民間幼稚園の誘致</li><li>⑦民間企業等の活用</li></ul>
障害児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>①児童デイサービスの拡充</li></ul>
母子家庭支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>①母子家庭等の職業能力向上及び求職活動支援</li></ul>
保護者への養育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>①保護者の養育支援</li></ul>

## 第5章 計画の推進

### 1. 連携体制の構築

#### (1) 市民、関係機関、関係団体等との連携

安心して子育てができる環境の形成には、行政のみならず、地域の関係機関や関係団体、市民等との連携・協力体制の構築が重要となります。

そのため、本計画の周知・啓発に積極的に取り組み、理解を得ながら、行政と市民、関係機関・関係団体等との協働による子育てしやすいまちの形成に努めます。

#### (2) 庁内連携体制の構築

本計画の推進にあたり、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課間の連絡・連携・調整を密に図り、全庁的な推進体制を整備します。

#### (3) 国・京都府・近隣市町村との連携

計画に掲げる取り組みの中には、市が単独で実施している事業のほかに、制度や法律に基づいて行われている事業や、近隣市町村と広域対応を要する事業もあるため、国・京都府・近隣市町村との連携を密に行い、計画を推進します。

### 2. 計画の推進・評価・点検体制の充実

計画を効果的・効率的に進めるためにも、計画の進捗状況を適宜、点検・評価していく必要があります。

点検・評価にあたっては、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善検討）】を踏まえ、進行管理に努めます。

木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）概要版

平成22年3月発行

木津川市保健福祉部子育て支援課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

T E L : 0774-75-1212（ダイヤルイン）

F A X : 0774-75-2083

E-mail : kosodate@city.kizugawa.lg.jp